

山形村障がい者福祉プラン

山形村障害者計画
 <令和6(2024)年度~令和11(2029)年度>

第7期山形村障害福祉計画・第3期山形村障害児福祉計画
 <令和6(2024)年度~令和8(2026)年度>

概要版

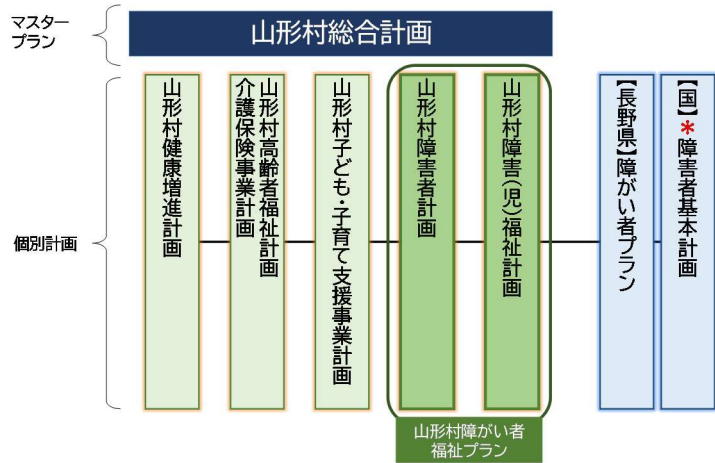
1 山形村障がい者福祉プランとは？

- このプランは、障がいのある人が尊重され、必要な支援を受けられる地域をつくるための計画です。障がい福祉施策の方向性を定める「障害者計画」（障害者基本法に基づく）と、障害福祉サービス提供体制を整える「障害福祉計画」（障害者総合支援法に基づく）、「障害児福祉計画」（児童福祉法に基づく）を、一体的に進めていくものです。



2 計画の関連位置づけ

- このプランは、国の障害者基本計画、長野県の障がい者プランとの整合をとりながら事業を進めていくものです。
- また、上位にあたる「第6次山形村総合計画」を踏まえ、関連する他の計画と連携しながら、効率的かつ効果的に施策を推進します。



3 計画の期間

- 障害者計画は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画とします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	現行計画						今回計画					
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期				
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期				

- なお、計画期間中であっても、社会情勢、制度改正等により必要に応じて見直すものとします。

4 本計画の理念と目標

基本理念

～「ノーマライゼーション」と「地域社会における共生」～
障がいのある人もない人も、地域を構成する一員として共に支え合い、障がいのある人が自ら望む活動に積極的に参加できる地域社会を目指します

基本目標

お互いを理解し、共に支え合う 誰もが住みやすい やまがた

第6次山形村総合計画には「恵みの大地に抱かれて チャレンジ!やまがた」が将来像として示されています。すべての村民が障がいについて理解を深め、対等に交流すること、少数者にとって暮らしやすい地域や制度をつくっていくことで「誰もが住みやすいむらづくり」を進めていきます。

5 基本目標を達成するための施策体系【山形村障害者計画】

「お互いを理解し、共に支え合う 誰もが住みやすい やまがた」の実現のために、4つの基本施策を設定します。

基本施策	施策
1 共に生きる	1. 障がいを持つ人への理解促進 (★) 障がい者の差別の禁止 (★) 民間事業者等の合理的配慮の提供義務
	2. ハードと情報のバリアフリーの推進 (★) 情報アクセシビリティとICTの活用
2 暮らしを支える	1. 地域で支える体制整備の推進
	2. 相談支援の充実
	3. 福祉サービスの利用の促進 (★) 強度行動障がい者への支援体制の整備
	4. 家族介助者への支援 (★) ヤングケアラーの把握と支援
	5. 安心・安全な暮らしの支援
3 居場所と出番がある	1. 多様な就労支援 (★) 一般就労移行率の向上
	2. 社会参加の促進
4 育ちを支える	1. 療育の充実
	2. 教育の充実 (★) ICTも活用したインクルーシブ教育の推進

(★) は国の政策で重点化することになっているもの

6 主な取組の内容

※基本施策の「目標」の年次は、障害者計画の最終年度である令和11年度



基本施策1 共に生きる

山形村には様々な人が暮らしており、すべての人が自分の望む暮らしを実現する権利を持っています。障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいがあってもなくても、互いに個性や特性の違いを認め合いながら、地域の一員として共に暮らせる村を目指します。

目 標	障がいによる差別や嫌な思いをした経験がある人	令和5年度 21.3%から減少
-----	------------------------	-----------------

【主な施策】差別と偏見の解消（心のバリアフリー）のために、広報や回覧を通じた啓発活動や、小・中学校での通常学級と特別支援学級の交流を通じて、村民の障がいに対する理解の促進を図ります。



基本施策2 暮らしを支える

住みたい地域で、希望する暮らしを実現するために、日常生活を支える福祉サービスが十分に提供されるとともに、地域住民の理解や見守りの中で、安心して暮らせる村を目指します。

目 標	生活に満足している人の割合	令和5年度 72.8%から減少
-----	---------------	-----------------

【主な施策】社会問題となっている介助者の高齢化やヤングケアラーのサポートのため、関係課と連携の上、早期発見と個別支援の体制構築に努めます。



基本施策3 居場所と出番がある

障がい者一人ひとりの特性や特技を生かせる就労の場が多様であり、仕事を通じて収入の安定だけでなく、様々な人や場との接点を持ちながら、社会の一員として活躍できる村を目指します。

目 標	日中に就労する障がい者の割合	令和5年度 41.9%から減少
	移動支援事業の実利用者数	24人（令和5年度 13人）

【主な施策】・民間企業等の雇用主に障がい者雇用について理解を深めてもらうため、松本圏域での関係機関の連携により、各種助成制度や障害者雇用率制度の周知及び啓発を進めます。
・障がい者の積極的な社会参加のため、スポーツやイベントの機会提供や、活動成果の発表の場づくりの支援を行います。



基本施策4 育ちを支える

子ども一人ひとりの発達に寄り添い、十分な健診・相談体制と関係機関による連携体制のもと、早期から切れ目ない適切な療育・教育の支援を受けられる、子育て安心の村を目指します。

目 標	障害児通所支援利用児童数	232人分（令和5年度 222人）
-----	--------------	-------------------

【主な施策】18歳になっても切れ目のない支援の継続のため、保存されている個別ケース記録を活用し、子育て・保健・福祉部門の連携を図ります。

7 障害福祉サービス等の提供について

第7期山形村障害福祉計画
第3期山形村障害児福祉計画

○主な成果目標

障がいのある人が必要な支援を受けられ、希望に沿って自立的に暮らせるように、以下の成果目標をたてて、障害福祉サービス等の提供体制を整えていきます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針に基づき、一般就労への移行者数を令和8年度（2026年度）は1人と設定しました。

項目	第6期実績			第7期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	0	1	2	1	1	1

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

松本圏域の自立支援協議会が各市村の運営に移行したことに伴い、村独自の体制を構築します。第7期においては、精神保健にかかる相談支援を担う人材の育成について目標を設定し、村の体制の充実を図るとともに、多市村との新たな連携体制について検討を進めます。

項目	第7期目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神保健福祉相談員の育成（研修を受講する保健師数）（人）	1	2	4

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児が健やかに育ち、また適切な医療等の支援が受けられるよう、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの確保等を推進します。

項目	第3期目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 【松本圏域】			
児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所、療育コーディネーター等による保育所や教育機関への助言、連携した支援体制	構築	強化	強化

○サービスの量の確保

障害者総合支援法や児童福祉法に基づく各種の障害福祉サービス、障がい児を対象としたサービス等について、今後見込まれるニーズに応じられるよう、サービスの量を確保していきます。



山形村障がい者福祉プラン 概要版

令和6年（2024年）4月発行

編集・発行 山形村保健福祉課

〒399-0786 長野県東筑摩郡山形村4520-1

電話 0263-97-2100

●計画の詳細は山形村ホームページ（<https://www.vill.yamagata.nagano.jp/index.html>）に掲載してあります。